

令和7年4月21日

各位

一般社団法人ひがし北海道自然美への道 DMO
会長 上野 洋司

令和7年度「ひがし北海道における高付加価値なインバウンド観光地づくり」に係る
企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当 DMO では標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集しますので、ご案内いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和7年度ひがし北海道における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業

2. 事業目的

本事業では、オーセンティックな体験を求める高付加価値旅行者に対応した観光地づくりや誘客プロモーション、いわゆる「ウリ、ヤド、ヒト、アシ、コネ」の各種課題の解決に取り組むとともに、各産業などエリア内のあらゆるステークホルダーを巻き込み、地域づくりへの意識の共有化によるdestination・ブランディングを進めることにより、地域経営の新たな枠組みによる持続的発展につなげていくことを目的とする。

3. 応募方法

別紙「企画提案指示書」を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

担当：(一社) ひがし北海道自然美への道 DMO 阿部
電話：0154-67-3200
E-mail: abe@ehdmo.com

令和7年度ひがし北海道における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 企画提案指示書

1. 業務目的

知床世界自然遺産や、知床・阿寒摩周・釧路湿原の3つの国立公園を抱える「ひがし北海道」エリアは、希少種を含む多くの野生動植物が生息しているほか、日本で唯一、流氷が観測でき、多様な湿原や湖沼、火山など様々な景観を持つなど、先人が築き守りぬいてきた世界でも類まれなる自然美を有している。

今後は、観光消費額の増大や雇用の拡大などによる地域経済の活性化を目指し、新たな市場となる「高付加価値旅行者」に向けて、世界的な価値を有するひがし北海道の自然や地域固有の文化を戦略的な素材として深化させ、コアバリュー（ブランドコンセプト）に基づく「訪れる価値」を高め、こうした価値観を共有する旅行者の来訪を促進していくことが求められている。

オーセンティックな体験を求める高付加価値旅行者に対応した観光地づくりや誘客プロモーション、いわゆる「ウリ、ヤド、ヒト、アシ、コネ」の各種課題の解決に取り組むとともに、各産業などエリア内のあらゆるステークホルダーを巻き込み、地域づくりへの意識の共有化によるDestiny・ブランディングを進めることにより、地域経営の新たな枠組みによる持続的発展につなげていくことを目的とする。

2. 事業主体

一般社団法人ひがし北海道自然美への道 DMO

3. 企画提案応募条件

(1) 下記に該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ② 一般社団法人ひがし北海道自然美への道 DMO がマネジメントする自治体から指名停止を受けていない者であること。
- ③ 一般社団法人ひがし北海道自然美への道 DMO がマネジメントする自治体の定める暴力団排除条例等に規定する者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 破産法に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- ⑥ 公募開始の直近決算において2期連続債務超過の状態でないこと。

(2) 会社法で定める法人であること。

(3) 業務の遂行に必要な資格を保有していること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

5. 委託事業費（上限）

94,000千円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。また、委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。）

6. 履行期限

令和8年3月19日（水）

但し、各種調査事業の履行期限は令和8年2月20日（金）とする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

（1）地域ブランドの確立に向けたコンセプト（コアバリュー）の更なる磨き上げ

当地域においては、「知床」「弟子屈」「阿寒」をコアエリアと定義し、昨年度の取組の中で、各コアエリアのターゲット及びブランド体系の仮説を構築した。

本年度においては、昨年度構築した仮説の検証を行い、地域が提供する観光サービスの高付加価値化に向けたブランド体系の精緻化を行いたい。

本目的を達成するための取組内容について提案すること。

（2）コンセプト（コアバリュー）を体現する施設の整備

業務（1）で精緻化したブランド体系を実現することで地域が提供する観光サービスの高付加価値化を実現するにあたって、旅行者がブランドコンセプトに没入できる（ブランドコンセプトが旅行者に与える価値を最大化する）ための施設等のハード面の整備が今後必要となる。

現在の地域が保有するハード資産を起点とし、今後どのような整備計画を立案し実行していくことで高付加価値化が実現できるかについて具体的な計画を策定したい。

加えて、整備を行う主体についても地域内の主体に限定せず、地域外の主体を呼び込むことも前提に計画化を行う必要がある。

本目的を達成するための取組内容について提案すること。

（3）コンセプト（コアバリュー）を体現する自然アクティビティの整備

業務（1）で精緻化したブランド体系を実現することで地域が提供する観光サービスの高付加価値化を実現するにあたって、旅行者がブランドコンセプトに没入できる（ブランドコンセプトが旅行者に与える価値を最大化する）ための体験コンテンツの整備が今後必要となる。

現在の地域が保有するコンテンツ資産を起点とし、今後どのような整備計画を立案し実行していくことで高付加価値化が実現できるかについて具体的な計画を策定したい。

加えて、当地域の観光業において競争優位性の源泉となるものは「自然」であり、体験コンテンツは当然「自然」を活用するものが多くなるが、そのため「自然」を資産として捉え、当該資産の維持・管理を行っていくことが必要である。

本目的を達成するための取組内容について提案すること。

（4）コンセプト（コアバリュー）に基づくプロダクト（商品）の構築及びテストマーケティングと総合的なマーケティングプランの策定

業務（1）～（3）と連携する形で、旅行者がブランドコンセプトに没入できる（ブランドコンセプトが旅行者に与える価値を最大化する）ための旅行商品を構築し、テストマーケティングを行いたい。

当地域では、コアエリア間の連携によって旅行者に対してより高い価値を提供できると考えているため、当該旅行商品はコアエリア間連携を前提としたものとする（一方で、既存顧客の導線等を分析のうえ、現実的に観光客に選択してもらえるものであることが求められる）。

また、テストマーケティングの結果や、ターゲットとする旅行者の送り込みが可能なDMC等との知見を反映した統合的なマーケティングプランを策定したい。

本目的を達成するための取組内容を提案すること。

(5) 観光関係人材（ホテル・旅館、ガイド、DMOなど）の育成

高付加価値旅行者の受入に向けて、当該受入に携わる観光関係人材のスキル向上は必須である。

当地域は昨年度宿泊施設従業員向けの実地研修・座学研修を実施してきたところ、成果があがったものと認識しているが、今年度についても継続的に人材育成の取組を実施したい。

その際、全ての従業員等に対して同一の研修を提供することはできないため、投資対効果の最大化を図ることが重要。

本目的を達成するための取組内容を提案すること。

(6) 二次交通の整備

当地域は、複数の空港が整備されているが、各空港から各コアエリア、各コアエリア内の拠点（宿泊施設等）から体験コンテンツまでについては必ずしも公共交通の整備が万全ではないため、旅行者の受入にあたっては、二次交通を強化することが必要となる。

一方、住民数などから単に事業者数を増やす、保有台数を増やす等の施策を行うことは現実的ではないため、効果が高く事業収益性が見込まれる二次交通の整備計画が必要。

本目的を達成するための取組内容を提案すること。

(7) 地域経営体制の構築

地域における観光サービスの高付加価値化と持続可能性の担保については、経済条件やインセンティブの在り方が異なる様々な主体をまとめあげ、地域で掲げるブランド体系に即した形で一体的に取組を進めていくことが求められる。

それにあたって、まずは「観光」という文脈で地域をまとめあげる（地域を経営する）主体・体制を構築していくことが必要である。

本事業を通じて、当地域における地域経営体制の在り方と、構築に向けた具体的な計画を策定したい。

本目的を達成するための取組内容を提案すること。

(8) プロジェクトマネジメント

本事業は令和5年度からの継続事業であり、当年度の本事業については令和6年度に改訂されたマスタープランに基づき実施されるものである。

業務(1)～(7)をマスタープランに基づき適切にマネジメントしたうえで、来年度に向けて今年度の取組成果を踏まえたマスタープランの改定をする必要がある。

また、昨年度のマスタープランの積み残し課題として、マストツーリズムから高付加価値旅行者をターゲットとした観光地経営までのロードマップ策定があり、当該ロードマップの策定を行う必要がある。

本目的を達成するための取組内容を提案すること。

(9) 推進体制（各エリアの主体含む）の支援

(7)で検討する地域経営体制の構築は一定程度の期間が必要であるが、その間も当地域の高付加価値化に向けた取組を行うことは必須である。

本事業の実施主体である自然美及び各コアエリアのDMOが行う本事業の取組を適切に支援すること。

8. 企画提案書

企画提案を行う場合は、企画提案書を具体的かつ簡素に示し提出すること。

- (1) 事業全体のスケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (2) 業務実施体制
当業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制などを記載し、具体的に示すこと。
- (3) 見積書（参考見積）
 - ・ 押印は不要。
 - ・ 各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。
 - ・ 協力会社への再委託の場合は、各社の担当業務範囲、該当経費項目を明確にし、再委託金額を明記すること。
 - ・ 受託事業者の一般管理費は事業費総額の10%以内とする。
- (4) 会社概要
- (5) 事業実績
過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の受託実績について記載すること。

9. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 企画提案は、一般社団法人ひがし北海道自然美への道 DMO が地域の意見等をまとめ、地域の観光業の高付加価値化を実現すること目的に策定した、「ひがし北海道マスタープラン」を踏まえて提案すること。

〔ひがし北海道マスタープラン〕

<https://info.eastern-hokkaido-style.jp/wp-content/uploads/2025/04/masterplan2025.pdf>

- (2) 企画提案書の規格は、日本産業企画 A4 縦版、横書き、左綴りを基本とする。
- (3) 企画提案書の差替え及び再提出は原則認めない。
- (4) 提出期限までに提出先に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由を持っても特定されない。
- (5) 提出された企画提案書は返却しない。

10. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和7年5月12日（月） 17時00分 必着
- (2) 提出場所
〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6-20
（一社）ひがし北海道自然美への道 DMO 担当 阿部
電話：0154-67-3200
E-mail: abe@ehdmo.com
- (3) 提出方法
（2）へ持参、郵送又は上記Eメールアドレスへのメール送信。
Eメールの場合：メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。データ容量は原則として6MB未満とし、超える場合は送信前に担当者へ電話連絡すること。

持参及び郵送の場合：3部

1.1. 企画提案書の審査

(1) 審査方法

- ① 審査は提出された企画提案書のみで審査し、ヒアリング審査は実施しない。
- ② 各審査委員が企画提案書ごとに各審査項目について1点から10点までの間で評価を付し、一審査委員の合計点数は40点満点とする。
- ③ 各審査委員による採点の合計点の平均点が25点以上で、かつ、総合計点が最も高い者を、企画競争を経たうえで随意契約を締結する者として特定する。

(2) 審査項目と審査基準

- ① 業務遂行能力
高付加価値旅行に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- ② 事業内容の目的適合性
 - ・ 指示内容が十分理解されているか。
 - ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - ・ 効果的な事業内容となっているか。
- ③ 実現性
事業の組み立てやスケジュールに具体性があり、指示内容が確実に実施されるようになっているか。
- ④ 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

1.2. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務の範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予めひがし北海道自然美への道DMOの承諾を得る必要があるので留意すること。

※ひがし北海道自然美への道DMOの承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、事業主体の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し承諾を要さない。

1.3. 成果品

当該事業の実績報告書を作成し、1部提出すること。

あわせて、電子データ（CD-ROM、またはUSBメモリー等）で1部提出すること。

1.4. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定に係る以外の目的には使用しない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (3) 受託者選定後の契約は、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり支援における事務局」を運営する株式会社オリコムとの3者契約とし、支払いは株式会社

オリコムから行うこととする。

- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、「一般社団法人ひがし北海道自然美への道 DMO」に属するものとする。

以 上